参考資料

1 千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例

○千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例

平成31年3月8日
条例第24号

（設置）

第1条 本市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する協議会として、千葉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（1） 法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の策定及び実施に関する事項

（2） 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送の態様、運賃等に関する事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し市長が必要と認める事項

（令和2条例36・一部改正）

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員）

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

（1） 学識経験者

（2） 公共交通事業者等を代表する者

（3） 関係団体を代表する者

（4） 関係行政機関の職員

（5） 公募による市民

（6） 市職員

（7） その他市長が適当と認める者

2 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）
第6条　協議会に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第7条　協議会は、会長が招集し、その議長となる。
2　協議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（関係者の出席等）
第8条　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（部会）
第9条　協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
2　部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
3　部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
4　部会長は、部会の事務を掌理する。
5　第6条第4項、第7条及び前条の規定は、部会について準用する。
6　協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
（委任）
第10条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和2年9月24日条例第36号）

この条例は、公布の日又は持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

2 千葉市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

役職名等	委員名(敬称略)
日本大学理工学部 教授	轟 朝幸(会長)
東京女子大学現代教養学部 教授	二村 真理子(副会長)
東京大学新領域創成科学研究科 教授	岡部 明子
淑徳大学コミュニティ政策学部 准教授	松野 由希
東日本旅客鉄道㈱千葉支社 総務部企画室 課長	大川 敦
京成電鉄㈱ 鉄道本部計画管理部鉄道企画担当 課長	深井 貴幸(第1～5回協議会) 伊藤 隆広(第6回協議会以降)
千葉都市モノレール㈱ 総合調整担当部長 常務取締役	山口 晋司(第1～4回協議会) 松本 真吾(第5回協議会以降)
千葉県バス協会 専務理事	成田 斉
千葉県タクシー協会 千葉支部 事務局長	常住 昭嘉
千葉県私鉄労働組合連合会	小川 悟(第1～3回協議会) 風戸 衛(第4回協議会以降)
千葉商工会議所 常務理事	河野 功(第1・2回協議会) 佐久間 正敏(第3回協議会以降)
国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	飯塚 孝廣(第1・2回協議会) 佐藤 義尚(第3回協議会以降)
国土交通省千葉国道事務所 交通対策課長	梶田 啓介(第1～4回協議会) 佐谷 祥一(第5回協議会以降)
千葉県総合企画部交通計画課長	豊田 和広(第3回協議会以降)
千葉県県土整備部港湾課長	中村 義光(第1～4回協議会) 大村 晃(第5回協議会以降)
千葉県警察本部交通部交通規制課長	植竹 昌人(第1～8回協議会) 勝又 憲彦(第9回協議会)
千葉県警察本部千葉市警察部総務課長	星野 雅春(第1回協議会) 小林 清悟(第2～4回協議会) 相原 隆(第5～8回協議会以降) 中野 裕志(第9回協議会)
公募市民	小島 康夫
公募市民	依田 俊治
公募市民	増田 陽子(第8回協議会以降)
千葉市保健福祉局健康福祉部長	富田 薫(第3回協議会以降)
千葉市保健福祉局高齢障害部長	佐藤 ひとみ(第3回協議会以降)
千葉市建設局道路部長	中村 浩一
千葉市建設局土木部長	斉藤 平(第1・2回協議会) 水間 明宏(第3回協議会以降)
千葉市都市局都市部長	青木 俊

オブザーバー
国土交通省 関東運輸局 交通政策部 交通企画課（第5回協議会以降）

3 検討経緯

No.	検討項目	開催日	回答者数、参加者数等	主な検討内容
1	交通事業者アンケート・ヒアリング	令和元年9月～	―	・近年の利用客の動向、傾向 ・利用客からの要望 ・事業を維持する上での問題 ・事業者としての取り組み状況 ・今後の取り組み、意向 など
2	第1回千葉市地域公共交通活性化協議会	令和元年10月16日	―	・協議会議事運営要綱について ・協議会の会議の傍聴に関する要綱について ・千葉市地域公共交通部会の設置について ・地域公共交通網形成計画策定の進め方について
3	WEB アンケート	令和元年12月1日～12月10日	721人	・日常生活における移動手段について
4	市内の移動に対するアンケート	令和元年12月1日～令和2年1月25日	1,617人	・普段の移動手段、主な外出先・頻度等の傾向、市内の移動手段等について
5	第2回千葉市地域公共交通活性化協議会	令和2年2月7日	―	・地域公共交通網形成計画について（状況報告等） ・千葉市バス事業者部会の設置について ・市民ワークショップの開催、今後の進め方について
6	第3回千葉市地域公共交通活性化協議会	令和2年8月25日	―	・サービス水準に基づくエリア区分（案）及び公共交通不便地域（案）について
7	第1回市民ワークショップ	令和2年8月29日	11人	・普段の外出と交通手段について ・公共交通とクルマの良い点や問題点、課題について ・公共交通事業者の現状と利用者ニーズ及び市の取組について
8	千葉市地域公共交通活性化協議会 第1回バス事業者部会	令和2年9月30日	―	・議事運営要綱（案）について ・バス事業者部会の今後の進め方について
9	第2回市民ワークショップ	令和2年11月17日、21日、22日	計17人	・対話1「いろんな人の公共交通での行動」 ・対話2「自分の地区での公共交通で困っていること、便利なところ」 ・千葉市の未来の交通に大切にしたいことについて
10	WEB アンケート	令和2年12月1日～12月10日	1,075人	・コロナ禍における公共交通の利用状況等について
11	千葉市地域公共交通活性化協議会 第2回バス事業者部会	令和3年1月15日	―	・バス情報のオープン化について ・（仮称）千葉市地域公共交通計画の施策メニュー案について
12	第4回千葉市地域公共交通活性化協議会	令和3年2月1日	―	・（仮称）千葉市地域公共交通計画の基本理念・基本方針について ・公共交通不便地域における施策検討に向けた取組について
13	第3回市民ワークショップ	令和3年3月27日、28日	計27人	・対話1「公共交通で困っていること」 ・対話2「公共交通が無くなる（不便になる）とどうなるの？どんな人が困る？」 ・対話3「5～20年後の未来、公共交通どうなってる？どうなってほしい？」
14	第5回千葉市地域公共交通活性化協議会	令和3年5月26日	―	・千葉市地域公共交通計画（素案）について ・第3次施策の推進計画の検証結果の報告および今後の対応方針について
15	第6回千葉市地域公共交通活性化協議会	令和3年7月28日	―	・千葉市地域公共交通計画（素案）について
16	WEB アンケート	令和3年10月1日～10月10日	1,067人	・公共交通の利用状況等について
17	第7回千葉市地域公共交通活性化協議会	令和3年10月6日	―	・千葉市地域公共交通計画（素案）について
18	第8回千葉市地域公共交通活性化協議会	令和3年11月24日	―	・千葉市地域公共交通計画（案）について
19	パブリックコメント	令和3年12月8日～令和4年1月7日	13人（101件）	・千葉市地域公共交通計画（案）について
20	第9回千葉市地域公共交通活性化協議会	令和4年3月23日	―	・千葉市地域公共交通計画（案）について

4 用語集

No	用　語	意味
1	アウトリーチ	市民や地域等に対して関係者が積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。
2	アクセシビリティ指標（A指標）	アクセシビリティ指標（A指標）とは、徒歩又は公共交通利用による都市生活の利便性を表す指標のこと。
3	総合アクセシビリティ指標	公共交通の乗り場（鉄道駅・バス停）においてどのくらい利用しやすいかを示した時間的アクセシビリティ指標と公共交通の路線が近くにあるかを表した空間的アクセシビリティ指標の積のこと。
4	移動モード	鉄道やバス、自転車などの交通手段あるいはその組み合わせによる移動手段あるいは移動方法のこと。
5	ウォーカブル	道路・公園・民有地などを一体的に活用し、ひと中心の豊かな生活を実現するために、都市全体として「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指す取組のこと。
6	エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組のこと。
7	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、公開されたデータのこと。
8	カーシェア	登録を行った会員間で車を共同で使用するサービスのこと。
9	外出率	ある1日の中で外出した人の居住人口に対する割合のこと。
10	回生電力	車両の減速時に電動機を利用し、運動エネルギーを電力エネルギーに変換することによって生み出される電気のこと。
11	グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスまたは、その車両も含めた総称のこと。
12	クロスセクター効果	公共交通が人々の移動を支えることで、安全面、健康面、環境面、コミュニティなど多様な活動に及ぼす多面的な効果のこと。
13	コミュニティバス	地域住民、行政、バス事業者からなる運行協議会にて、乗車状況の報告、運行に関する要望、運行改善に向けた協議などを行いながら運行されるバスのこと。
14	コンソーシアム	「共同事業体」のことで、2つ以上の企業、団体、個人などから構成される団体のこと。
15	コンパクト・プラス・ネットワーク	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していく考え方のこと。
16	サイクル＆ライド	自転車をバス停や駅に駐輪し、バスなどの公共交通に乗り換えるシステムのこと。
17	シェアサイクル	他の人と自転車をシェア（共有）し、好きな時間に自転車を利用するためのサービスのこと。
18	市街化区域	道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図る目的で都市計画区域を区分する区域区分制度により、優先的かつ計画的に市街化を進めるべきとされている区域のこと。
19	市街化調整区域	上記の区域区分制度により、市街化を抑制すべきとされている区域のこと。
20	自家用有償旅客運送	バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービスのこと。
21	集約型都市構造	ひとつの都心部に都市機能が集中する一極集中型のまちではなく、住宅や商業・福祉などの機能が集積し、公共交通のアクセスが充実した複数の「機能を集約する拠点」が、適切な機能分担のもとに連携し、公共交通で結ばれた多心型の都市構造のこと。
22	新交通（システム）	動輪にゴムタイヤを使用した案内軌条式鉄軌道（AGT）や、鉄道とは異なる新しい技術を用いた中量軌道輸送システムのこと。
23	ゼロカーボン	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量を均衡させ、二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指す取組のこと。
24	代表交通手段	一つのトリップでいくつかの交通手段を乗り換えた場合、その中の主な交通手段を代表交通手段という。主な交通手段の優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順としている。
25	駐車場の附置義務	駐車場法に基づき、路上駐車の解消や道路交通の円滑化を目的として、自治体の条例において建築物の新築等の際に駐車施設の附置を義務付ける制度のこと。

No	用　語	意味
26	超小型モビリティ	自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両のこと。
27	デマンド交通	路線やダイヤをあらかじめ定めないなど、利用者のニーズに応じて柔軟に運行するバス又は乗合タクシーのこと。
28	特定事業	バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)に基づく基本構想に記載される事業(バリアフリー化に関する事業)で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、及び教育啓発特定事業をいう。
29	トリップ	目的(例:出勤や買物など)を持って起点から終点へ移動する際の、一方向の移動を表す概念であり、同時にその移動を定量的に表現する際の単位のこと。
30	ニューノーマル	New(新しいこと)とNormal(正常、標準、常態)を合わせた造語で、「新しい生活様式」と訳され、社会の大きな変化に対応するために求められる新たな生活様式を指す。新型コロナウィルス感染拡大に伴い、ソーシャルディスタンスを保つこと、テレワーク等の働き方の変化など、Withコロナ・Afterコロナの時代に対応した生活様式が求められている。
31	ネット原単位	外出している人 1 人 の 1 日 あたり の平均トリップ数のこと。
32	乗合タクシー	ワゴン型やセダン型の車両を使った乗合型のタクシーのこと。
33	パーク＆ライド	都市部などの渋滞緩和や環境負荷の低減のため、自動車を利用して都心部周辺の駅やバス停の近くの駐車場に駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう交通形態のこと。
34	発生集中量	ある地域内に出発地または到着地を持つ人の移動の合計で、1つのトリップの出発側と到着側を集計したもの。
35	バリアフリー	障害者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
36	福祉有償運送	NPO法人等が単独で公共交通機関を利用できない要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用し、個別輸送を行うもののこと。
37	ミッシングリンク	一般的には分断された鉄道や道路のこと。 本計画では「道路ネットワーク」の整備の中で幹線道路などの交通ネットワークの欠落区間のことをいう。
38	モビリティサービス	個々の利用者の移動ニーズに対して、鉄道やバス等の公共交通や、カーシェアリング、シェアサイクルなど、移動をスムーズに行うために提供されるサービスのこと。 近年は、MaaSなど、情報通信技術などの先端技術を活用して利用者の利便を増進する新たなサービスも提供され始めている。
39	モビリティ・ハブ	鉄軌道駅やバス停留所の周辺などに、様々な交通手段が集約された乗換え拠点のこと。
40	モビリティ・マネジメント	1人1人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。
41	ライドシェア	自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスのこと。なお、日本において自家用車を有償で運送することは道路運送法の規定により原則禁止されている。
42	ラストワンマイル	最寄り駅やバス停と自宅あるいは目的地の間の短距離や特定の敷地内、区域内等比較的狭い範囲内の移動のこと。
43	リノベーション	一般的には大規模な改修工事のこと。 本計画では「道路施設のリノベーション」として、交差点改良や、歩道整備等により道路機能の向上・強化を図ることをいう。
44	ユニバーサルデザイン(UD)タクシー	足腰の弱い高齢者、車椅子使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。
45	BRT	Bus Rapid Transitの略称。 連節バス、バス専用道路、ICカードシステム、道路改良などにより、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムのこと。
46	LRT	Light Rail Transitの略称。 低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で、路面電車より優れた特徴を有する軌道系交通システムのこと。
47	MaaS	Mobility as a Serviceの略称。 地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。
48	SDGs	Sustainable Development Goalsの略称。 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す持続可能な開発目標のこと。
49	VVVFインバーター制御装置	Variable Voltage Variable Frequencyの略。 電力の効率的な利用等を目的に交流電動機をその特性に合わせて任意の回転数、トルクで動作させるために、インバータを用いて任意の周波数と電圧を発生させる制御方式のこと。

交通政策課
ホームページ

千葉市の
公共交通
ネットワーク図
（市内全域）

千葉市地域公共交通計画

発行年月　2022年(令和4年)3月
編集・発行　千葉市 都市局 都市部 交通政策課

住　所　〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電　話　043(245)5351
ＦＡＸ　043(245)5568
メール　kotsu.URU@city.chiba.lg.jp